

感染症と出席停止期間および登校届けについて

学校保健安全法施行規則により、ご子息が下記の感染症などにかかった場合は、余病の併発と他者への感染を予防するため「出席停止」の扱いになります。 ※出席停止の場合は欠席になりません

なお、医師により登校許可の診断が出された場合は、下記の「登校届」に保護者の方が必要事項をご記入のうえ、学校に提出してください。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準 (H24.4改正)	
第1種	鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウィルスに限る)		
	その他の指定感染症など		
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	ただし、症状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。
	百日咳	特有の関が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または、舌下腺が腫れだした後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜炎 (プール熱)	主な症状がなくなった後2日を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		
	溶連菌感染症		
	マイコプラズマ肺炎		
	感染性胃腸炎 (ノロウィルスなど)		
	その他の感染症など		

登 校 届

自由ヶ丘学園高等学校長 殿

平成 年 月 日

病名 _____

医療機関名 _____

住 所 _____

上記の疾病について、 月 日 ()からの加療の結果、医師により登校許可が出されたので、 月 日 ()から登校いたします。

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印